

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧
(農村振興課) ー
- 道路の供用開始
(道路課) ー
- 土地改良区役員の退任の届出
(東部地方振興事務所) ー

告 示

○宮城県告示第千八十四号

県営越河地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十二月二日から平成二十一年一月六日まで

三 縦覧場所

白石市役所

○宮城県告示第千八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年十二月二日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台北木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	四百五十七号	黒川郡大衡村大衡字石名坂前六番一地从先から同郡同村大衡字西ノ谷二番一地从先まで	平成二十年十二月二日

○宮城県告示第千八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区役員の退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十年十二月二日

宮城県東部地方振興事務所

所長 和 泉 長 衛

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十年十一月十四日	西村 勝 男	東松島市赤井字関の内一ノ六番地	理事